

随意契約理由

令和6年(2024 年)4月1日

契約担当課名	資産管理課
発注担当課名	資産管理課
契約名称	地区会館清掃業務委託（少路会館）
契約内容	地区会館の清掃業務
契約締結日	令和6年4月1日
及び契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	少路自治会 会長 笹部 顕彦
契約金額	840,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 地区会館については、地域住民の社会福祉増進及び生涯学習の場を提供する目的で、地域の市民団体で構成する管理運営委員会に運営していただいています。そのため、清掃業務についても、これらの団体等に委託することで運営上、支障なく作業の調整が可能となることから随意契約するものです。